

大阪府「貸金特区」構想に 9/2 反対する市民集会



大阪弁護士会
大阪司法書士会
大阪労働者福祉協議会
大阪クレジット・サラ金被害者の会

6月18日、多重債務者の発生を抑制する改正貸金業法が完全施行されました。

しかし、1ヶ月もたたぬ7月6日、大阪府は認証貸金業制度を創設し、1年以内の短期貸付及び20万円以内の少額貸付の上限金利を年29.2%に、また年収の3分の1を超える貸付を禁止した貸金業法の総量規制についても50万円以下の少額貸付等について例外を設ける「小規模金融特区」（貸金特区）構想なるものを発表、内閣府に特区の提案を行いました。

本特区構想は、2005年に宮城県貸金業協会が特区申請し却下されたものを、今度は大阪府＝「行政」が申請したものです。また、改正貸金業法施行後すぐの申請ということからも悪意にみちたものです。

本来、行政は国の多重債務問題改善プログラムに沿って相談窓口の充実、セーフティネット貸付の充実を図る責務があります。しかし、今回の大阪府の「貸金特区」構想は、かかる行政としての責務を放棄し、セーフティネットを高利貸金業者に丸投げせんとするものです。

私たちは多重債務者の発生を抑制するとの改正貸金業法の趣旨に反し、新たに多重債務被害を発生、拡散させる大阪府の「貸金特区」構想に断固反対し、大阪府に同構想の撤回を求めると共に、内閣府がこの大阪府の「貸金特区」の提案を毅然と却下することを強く求めるものです。

上記趣旨にもとづき、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪労働者福祉協議会、大阪クレジット・サラ金被害者の会(大阪いちょうの会)の共催にて、標記集会を開催するものです。大阪府「貸金特区」構想に反対するすべてのみなさんがご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 日 時 平成22年9月2日(木)午後6時～8時
- 会 場 エルおおさか6階大会議室 (大阪市中央区北浜東3-14)
(会場へのアクセス) 地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ300m
地下鉄谷町線・京阪電鉄「北浜」駅から東へ500m
- 参加費用 無料
- お問い合わせ先 大阪クレジット・サラ金被害者の会(大阪いちょうの会)

TEL : 06-6361-0546